

我が国が締結している国際約束と今後の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月六日

参議院議長 平田健二殿

山田太郎

我が国が締結している国際約束と今後の在り方に関する質問主意書

我が国ではTPP協定交渉への参加問題について大きな国民的議論が湧き起こりつつあるが、政府は我が国が締結している国際約束の総数など基礎的な数値を把握していないと仄聞する。国会において我が国外交の在り方を検討する上で、基礎的な数値を把握することは様々な議論の前提として大変重要であり、その上で、国際約束における日本語の使用についても一定の方針を検討する必要があると考える。

そこで、以下質問する。

一 我が国が締結している国際約束の数はいかほどのか。次の項目に沿つて示されたい。

- 1 国会承認条約及びわゆる行政協定（以下「行政協定」という。）を合わせた全体の総数と内訳
 - 2 二国間のものと多数国間のものの数とそれぞれの国会承認条約、行政協定の内訳
 - 3 二国間のものについては、国別に国際約束の総数と国会承認条約、行政協定の内訳
- 二 二国間の国際約束のうち正文が日本語ではないものはどのくらいあるか、総数と国会承認条約、行政協定の内訳を国別に示されたい。

三 二国間の国際約束を締結するにあたって、日本語を正文としない場合の理由を示されたい。また、我が

国においては、締結した国際約束がそのまま国内法としての効力を持つことを考慮すると、二国間で締結される国際約束は正文を日本語とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。